第一条第三項中「特定供給者」を「認定事業者」に、「第三条第二項」を「第二条第五項」に、「又は当該特定供給者と特定契約（再エネ特措法第四条第一項に規定する特定契約をいう。）を「、特定送配電事業者又は一般送配電事業者若しくは特定送配電事業者と再エネ特措法第十八条第一項に規定する再生可能エネルギー電気卸供給約款に基づく契約」に改める。

第四条第一項中「第八条第一項」を「第二十八条第一項」に改める。

第九条第一項第一号中「イからハ」を「イからニ」に改める。

第二十五条第六項中「第二項第一号」を「同号」に改める。

第二十七条第一号中「この条において」を削り、同条第二号イ中「イからハ」を「イからニ」に、「規定する」を「係る」に改め、「供給の量を合計した量」の下に「並びに一般送配電事業者が設定する認定事業者が維持し、及び運用する認定発電設備の発電に係る電気の量の見込みから当該認定設備の発電に係る電気の量を除いた量（小売電気事業者若しくは登録特定送配電事業者が当該認定発電設備を特定して再エネ特措法第十八条第一項に規定する再生可能エネルギー電気卸供給約款に基づく契約に基づき電気の供給を受ける場合を除く。）」を加え、同条第三号イ（2）中「イからハ」を「イからニ」に改める。

第二十九条中「特定供給者」を「認定事業者」に、「第十六条第一項」を「第二十二条第一項」に改める。

第三十一条第十一項中「第七項第一号」を「同号」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（改正再エネ特措法による改正前の再エネ特措法における電気事業者の調達に関する経過措置）

第二条　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十九号。以下「改正再エネ特措法」という。）附則第三条第一項の規定により改正再エネ特措法第二条の規定による改正後の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号。以下この条において「新再エネ特措法」という。）第二条第五項の特定契約とみなされた契約に基づき小売電気事業者又は登録特定送配電事業者（以下この条において「小売電気事業者等」という。）が再生可能エネルギー電気を調達する場合において、その契約の期間が終了するまでの間は、当該契約の相手方である改正再エネ特措法附則第四条第一項、第五条第三項又は第六条第三項（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十九年政令第十一号）第四条第二項の規定により準用する場合を含む。）の規定により新再エネ特措法第九条第三項の認定を受けたものとみなされる者（以下「みなし認定事業者」という。）の求めに応じて、一般送配電事業者又は当該小売電気事業者等が当該みなし認定事業者が維持し、及び運用する当該認定に係る再生可能エネルギー発電設備（新再エネ特措法第二条第三項に規定する再生可能エネルギー発電設備をいう。以下同じ。）の発電に係る電気の量の見込みを設定しているときは、その設定された電気の量の見込みは、当該みなし認定事業者が一般送配電事業者に対してあらかじめ申し出た電気の量とみなす。

第三条　みなし認定事業者の求めに応じて、一般送配電事業者が当該みなし認定事業者が維持し、及び運用する前条の認定に係る再生可能エネルギー発電設備の発電に係る電気の量の見込みを設定している場合におけるインバランス料金（一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十二号。以下この条において「算定規則」という。）第一条第二項第二号ハに掲げるものに限る。）は、算定規則第二十七条から第二十九条までの規定にかかわらず、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十八年経済産業省令第八十四号。以下この条において「改正省令」という。）附則第二条の規定によりなお効力を有するものとして読み替えて適用される改正省令による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）第十六条第一項に規定する回避可能費用単価に消費税及び地方消費税に相当する額を加えて得た額として設定しなければならない。

告　示

○法務省告示第九十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十九年二月十七日

法務大臣　金田　勝年

第二号ハの表に次のように加える。

株式会社ダイニチ	工場板金
佐賀県三養基郡みやき町大字寄人千二百八十番地一	

○法務省告示第九十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十九年二月十七日

法務大臣　金田　勝年

第二号イの表に次のように加える。

日立マクセル株式会社	機械保全
大阪府茨木市丑寅一丁目一番八十八号	
丸正印刷株式会社	印刷
沖縄県中頭郡西原町字小那覇千二百十五番地	

第二号ハの表に次のように加える。

株式会社絆	型枠施工
埼玉県大里郡寄居町大字鉢形三百二十六番地四	
株式会社ニライカナイ建設	型枠施工
沖縄県**那覇**市具志二丁目二十二番十三号	
有限会社牧野建設	建設機械施工
沖縄県**那覇**市小禄五丁目八番地十二	

○法務省告示第九十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十九年二月十七日

法務大臣　金田　勝年

第二号イの表九州セキスイハイム工業株式会社の項中「内装仕上げ施工」の下に「、塗装」を加える。

第二号ハの表に次のように加える。

影和株式会社	鉄筋施工
島根県松江市八幡町七百九十五番地六	

○法務省告示第九十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月十九日法務省告示第四百二十号の一部を次のように改正する。

平成二十九年二月十七日

法務大臣　金田　勝年

第二号の表に次のように加える。

北海道グリーン工業株式会社	とび
北海道旭川市永山六条一丁目二番十九号	